

酒田市にお住まいの東北公益文科大学生の皆様へ



留学・旅行などで海外に行く場合

5年旅券の場合  
自己負担  
ゼロ！<sup>※</sup>

# パスポート取得時の 手数料を酒田市が支援します

※5年旅券取得手数料11,000円分。戸籍謄本取得、写真撮影等にかかる費用は別途必要。



## 対象者

酒田市に住民登録をしている東北公益文科大学生・大学院生で、一般旅券の交付を受けた方 ※一人一回までの補助になります。

## 対象経費

交付申請をする年度の前年度の3月1日から当該年度の2月末日までに発行された一般旅券の交付に係る手数料が対象となります。

## 支援内容

旅券の交付にかかる手数料 **11,000円**分を補助金として本人に交付します。  
※5年、10年いずれの旅券でも補助金額は同額です。

## 手続き

酒田市市民課で旅券受け取り後、裏面の申請書をすべて記載のうえ、①パスポート本体、②学生証、③住所地がわかるもの（マイナンバーカード等）を持って、酒田市役所5階企画調整課にお越しください。

## 問合せ

酒田市企画調整課 ☎0234-26-5704 ✉kikaku@city.sakata.lg.jp

※市予算の範囲内での支援となるため、年度途中で予算の上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

※申請書の提出期限は、旅券の発行日から起算して150日を経過する日又は当該交付申請を行う年度の3月20日のいずれか早い日となります。



様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

酒 田 市 長 宛

〒

住 所

氏 名

東北公益文科大学学生留学等支援補助金交付申請書

酒田市東北公益文科大学学生留学等支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付に当たっては、次の口座に振り込み願います。

本申請を行うにあたり、下記の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意するとともに、誓約事項の確認のため、山形県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされること及びこの申請に関して必要となる私の個人情報を担当課へ提供されることに同意します。

記

○暴力団排除に関する誓約事項

私は、この度の申請を行うに当たり、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等(酒田市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 10 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

申請者	氏名(ふりがな)	
	生年月日	
	住所	酒田市
	電話番号	
旅券の交付にかかると手数料		円
申請額		円
渡航(予定)先および渡航期間		
旅券発行日		

※関係書類

- (1) 旅券の写し(「発行日」「交付官公庁」欄)
- (2) 学生証の写し
- (3) その他審査に必要な書類

振込口座	金融機関名	銀行 農協 金庫	本店 支店 出張所
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義(カナ)		